

令和8年度

高度統計人材育成強化拠点形成事業

～AI・データ駆動型研究を牽引する統計エキスパート人材の育成～

公募要領

文部科学省 研究振興局

令和8年4月

目次

1. 事業の概要	
(1) 背景・課題	4
(2) 目的	4
2. 公募の概要	
(1) 基本スキーム	5
(2) 対象機関	6
(3) 補助の内容	6
(4) 補助事業期間	8
(5) 選定件数	8
(6) 申請方法	9
3. 審査方法	
(1) 審査の体制	9
(2) 審査の手順	9
(3) 審査の観点	10
(4) 委員の遵守事項	11
(5) その他	11
4. 取組の実施	
(1) 計画書等の提出	12
(2) 補助金の交付	12
(3) 進捗状況の報告	12
(4) 中間評価の実施	12
(5) 事後評価の実施	12
(6) 成果等の管理	13
(7) 成果等の発表	13
5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募書類の作成・提出等について	
(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	13
(2) e-Rad を利用した応募方法	13
(3) e-Rad の操作方法等について	14
(4) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	15
(5) e-Rad からの内閣府への情報提供等について	15
(6) 研究者情報の researchmap への登録について	15

6.	留意事項	
(1)	関係法令等に違反した場合の措置	16
(2)	研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する 研究インテグリティの確保	16
(3)	安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	16
(4)	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	18
(5)	間接経費について	18
(6)	繰越について	19
(7)	費目間流用について	19
(8)	男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の 促進について	19
(9)	社会との対話・協働の推進について	19
(10)	研究設備・機器の共用促進について	19
(11)	博士課程学生の処遇の改善について	21
(12)	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	22
(13)	若手研究員の多様なキャリアパスの支援について	23
(14)	URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について	23
(15)	研究データマネジメントについて	24
(16)	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	25
(17)	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備について	25
(18)	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」 の提出について	26
(19)	不正使用及び不正受給への対応	26
(20)	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対 する措置	28
(21)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基 づく体制整備について	28
(22)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基 づく取組状況に係るチェックリストの提出について	29
(23)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基 づく研究活動における不正行為に対する措置について	29
(24)	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	32
7.	スケジュール(予定)	32
8.	問合せ先	32

1. 事業の概要

(1) 背景・課題

- ポストコロナ社会においては、データの利活用が研究のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の鍵となるといわれてきました。昨今では、加速度的に進化する生成AIをはじめとするAI技術の急速な普及に伴い、教育研究へのAI利活用を適切に進めるために不可欠となるデータへの関心・需要はより一層増してきています。
- このような中、統計的手法を駆使して大量のデータを分析・解析するための人材はこれまで以上に必要不可欠な存在であり、AI・データ駆動型研究の推進に伴う客観的な意思決定や検証の重要性や、統計的素養を十分に有していないと対処できない社会的・経済的課題への対応において、その需要は益々顕著になってきています。
- また、呼応するように高等教育機関において、理系学部転換などの組織整備が急速に進展し、「データサイエンス系学部・学科」新設、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」認定校が急増してきたところですが、今後も右肩上がりが増大していく見通しとなっています。
- しかしながら、統計学部・学科を有する大学数は米国などの他国に比べて、まだまだ我が国では少なく、高度な統計学の専門知識を身に付ける場は、充分ではないという状況です。
- これらのことから、大学等において、データサイエンス、AIの基盤である「統計学」を体系的に教え、機械学習・ディープラーニング等の基礎となる統計的思考・手法を駆使して研究及び指導を行うことができる高度統計人材の確保は、未だ喫緊の課題となっており、これらの課題に対応するために、様々な研究分野において統計学を活用できる統計学教員を中心とした高度な統計学のスキルを有する人材の育成・輩出の仕組みを持続的なエコシステムとして確立することが急務となっています。

(2) 目的

本事業では、機関の長等のリーダーシップの下、様々な研究分野におけるAI・データ駆動型研究に必要な統計学のスキルを有するエキスパート人材を、体系的な人材育成プログラム等により育成し、ビッグデータやAI等の利活用を通じたイノベーション創出に寄与する統計学を用いた他分野との融合領域の研究振興を図るとともに、育成されたエキスパート人材が大学等で核となり、統計学や融合領域に係る教育や活動の普及・展開を行う有機的な体制を持続的なエコシステムとして確立することを目指します。

なお、体制の確立にあたっては、有機的な高度統計人材育成ネットワークを形成するため、前身事業「統計エキスパート人材育成プロジェクト（令和3年度～令和7年度）」で拡大してきたコンソーシアムにおいて、蓄積した教材やノウハウ等のアセットを最大限に活用することを推奨します。

また、大学等間の連携を密にし、地域や研究分野の特性も踏まえた大学等拠点モデル構築などを通じ、高度統計人材育成ネットワークを、持続的なエコシステムとして将来的な自律化を求めます。

本事業を通じ、(i)高度統計人材の中心となる統計学を指導・教育できる研究者である統計学教員を年間20~30名程度育成すること、(ii)育成された統計学教員が所属する各機関等において更に人材を育成することにより、事業終了後3年度を目安として、年間500人程度※1の統計エキスパート人材※2が安定的に輩出される環境が確立されることを事業指標等として設定します。

※1 前身事業「統計エキスパート人材育成プロジェクト」における実績も含むこととします。

※2「統計エキスパート人材」とは、データ分析等の基礎となる統計学において、最先端の知見・技能を有し、統計学の領域を含む高度な研究を遂行する能力を有する人材をいいます。

2. 公募の概要

(1) 基本スキーム

本事業の実施に当たっては、以下を基本スキームとします。

- ・大学及び大学共同利用機関（以下、「大学等」）により、大学等における統計学の教育研究の中核を担う研究者の統計エキスパート人材としての育成と高度統計人材育成エコシステムの構築を目的とするコンソーシアムを形成してください。
- ・コンソーシアム形成の中心的な役割を果たす「中核機関」と、中核機関と協働して事業を実施する「協働機関」からなる「中核機関群」により事業主体を構成してください。また、研修生の派遣やコンテンツ開発など中核機関群と協力してコンソーシアム機能を強化する役割を担う機関に関しては、「協力機関」として本事業に参画することが可能です。
- ・本事業で開発する教材や研修プログラムは、生成 AI の活用等により、効率的・効果的な人材育成を実現するものとしてください。
- ・当該教材や研修プログラムは、コンソーシアム内外にも広く活用されるよう、積極的に共有・提供してください。
- ・中核機関群は、それぞれ事業期間中の人材育成目標（人材像や人数を含む）を明確化しつつ、共同研究の活用等実践的な人材育成に取り組んでいただきます。
- ・事業終了後も人材育成エコシステムを自律的に継続・発展させる体制の構築を求めます。具体的には、実施方法や取組の方向性、サステナブルな運用モデル等に関して、調査等実施を通じて、実現可能性等を十分精査いただき、事業実施期間中に明確化していただきます。

- ・加速する AI for Science（科学研究における人工知能技術・AI の利活用）等の国内外の動向を見据えつつ、他の関連施策（「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」やその他の AI・データ関連人材に関する育成事業等）とも連携しながら取り組める体制であることを求めます。

本事業の審査は、「3. 審査方法」に基づき行い、文部科学省において選定する中核機関群を決定します。

（2）対象機関

中核機関及び協働機関は、いずれも以下の要件を満たす機関を対象とします。

- 以下のいずれかに該当すること。
 - ・大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。）
 - ・大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に該当していないなど、本事業を円滑に遂行するために必要な基盤を有していること。
- 申請する機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力の者ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

協力機関は、（2）の要件を満たす大学、大学共同利用機関法人だけでなく、高等専門学校、独立行政法人、国立研究開発法人、その他法律に規定されている法人（法人格を有する民間企業等を含む）の参画も可能とします。ただし上記 ii、iii の要件を満たす必要があります。

（3）補助の内容

① 補助の上限等

- ・令和 8 年度における補助上限額は、総額 229,840 千円（間接経費（直接経費の 3 割）込み）とします。
- ・令和 9 年度以降の各年度の補助額は予算確保等の状況に応じて調整します。
- ・補助率は、定額です。

② 対象とする取組

本事業の実施に必要となる以下の取組を補助の対象とします。

○人材育成に関する取組

- ・統計エキスパート人材を育成するために実施する人材育成プログラムの開発・実施（1 年間で想定した研修プログラム、学び直し等の短期研修プログラ

ム等) なお、生成 AI の活用等により、効率的・効果的な人材育成を図ること。

- ・指導するシニア研究者等(※1)と若手研究者(※2)等との共同研究(※3)等を通じた人材育成の取組
- ・シニア研究者等や若手研究者等(これまでに育成された研究者も含む)によるコミュニティ形成、拡大

等

(※1)「シニア研究者等」とは、統計学に広く精通しており、統計学研究者の育成経験が豊富かつ統計学以外の他分野との共同研究経験が豊富な研究者。

(※2)「若手研究者」とは、助教、ポストドクター等を想定(「ポストドクター」とは、博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者(いわゆる「満期退学者」)のうち、任期付で採用されている者で、大学や大学共同利用機関等で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第92条に基づく教育・研究に従事する職にない者をいう。)

(※3)「共同研究」については、大学等において、統計学を基盤のひとつとして、統計学を活用する専門分野の若手研究者等を育成するためのシニア研究者等を行う共同研究を想定。

○コンソーシアム運営等に関する取組

- ・コンソーシアムの運営、活動

(原則として、前身事業により構築された「統計エキスパート人材育成コンソーシアム」を軸として構成するものとする。なお、これによらず、新たなコンソーシアムを立ち上げる場合、立ち上げに係る経費への補助金充当は認めないものとする。)

- ・開発等した教材や研修プログラムのコンソーシアム内外への普及・展開、共有知・ノウハウなどの成果公開に資する取組
- ・自律化に向けた調査検討(初期)、大学等モデル拠点構築・実証(中期)

等

③補助対象経費

- ・申請内容の実施に必要な経費については、「4. 取組の実施」に基づき、文部科学省から補助金として中核機関に交付します。
 - ・補助対象となる経費は別に定める交付要綱及び上記②の取組に係るものとし、具体的には例えば以下に示すものを想定しています。
 - 統計エキスパート人材育成を担うシニア研究者等の雇用経費（専任の者に限らず、既存職員のエフォート分（時間按分等による）の支出を含む）
 - 人材育成プログラムの開発・改良・実施のための経費
 - 人材育成プログラム普及・公開用サーバ等、プログラム実施に必要な設備の導入、施設・設備賃借や利用のための経費
 - 育成される若手研究者等とシニア研究者等との共同研究に関する指導・助言のための経費
 - コンソーシアムの運営・実施業務を担当する業務担当者の雇用に係る経費（専任の者に限らず、既存職員のエフォート分（時間按分等による）の支出を含む）
 - コンソーシアムの運営・実施業務に必要な経費（コンソーシアム内会議等のための経費、協働機関等との通信費等）
 - 自律化に向けた調査検討、大学等モデル拠点構築・実証に必要な経費 等
- ※なお、育成される研究者自身の人件費には、当該補助金は使用できません。
- ・上記の補助対象経費において、使用できる経費の区分（費目・種別）は、原則として、別表に示すものとします。

④補助金に係る留意事項

補助金の財源は国の予算であるため「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）等に基づいた適切な経理を行うことのほか、補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

（4）補助事業期間

本事業の補助事業期間は最大5年間とします。なお、毎年度交付申請の手続を行う必要があります。

（5）選定件数

1件を予定しています。

(6) 申請方法

本事業への申請にあたっては、以下の方法で行ってください。

① 申請の単位

中核機関群単位で申請してください。

一つの機関が複数の中核機関群に参画するなど、重複して申請することはできません。ただし、他の協力機関になることは可能です。

② 申請者

本事業への申請は、中核機関群の代表として中核機関が行ってください。申請者は、中核機関の長とします。

③ 申請書類

「高度統計人材育成強化拠点形成事業応募申請様式」を使用してください。

④ 申請期間

令和8年4月13日（月）～令和8年5月19日（火）17:00（期限厳守）

⑤ 提出方法

本公募では、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの応募情報の登録（提案書類のアップロード）が必要となります。e-Radの操作方法等については「5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募書類の作成・提出等について」を参照してください

3. 審査方法

(1) 審査の体制

本事業の審査は、文部科学省において、有識者等によって構成される事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の各委員による各機関からの申請書に基づく面接審査とその後の委員の合議により行います。

最終的な選定は、委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において行います。

(2) 審査の手順

審査の手順は以下のとおりとします。なお、申請書の内容について、必要に応じて事前に質問し、回答を求める場合があります。

① 面接審査

- ・面接審査は、中核機関がプレゼンテーションを行い、その後、当該プレゼンテーション及び申請書に基づき質疑応答を行うこととします。
- ・中核機関は、必要に応じて、協働機関とともに、面接審査を受けることができることとします。
- ・委員は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、後述の「(3) 審査の観点」に基づき、審査を行い採点します。

② 面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づく委員の合議により、選定候補の中核機関群を決定します。
- ・委員会は、申請書類の内容修正等を条件として、選定候補の中核機関群とすることができるとします。

③ 中核機関群の選定

委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において中核機関群を選定します。

(3) 審査の観点

①統計エキスパート人材の人材像

- ・統計エキスパート人材育成エコシステムの実現に向けて、本事業で育成する統計エキスパート人材の人材像は適切に考えられているか。

②育成計画・目標人数

- ・統計エキスパート人材の育成計画・目標人数は優れているか、また実現可能性があるか。
- ・育成された統計エキスパート人材による、育成後に所属する各機関における人材（大学院生等を想定）の育成計画・目標人数は優れているか、また実現可能性があるか（想定している育成水準も含む）。
- ・以下を満たす育成計画となっているか、また、実現可能性があるか。
 - 中核機関群のシニア研究者等により、1サイクル（1年）あたり、20-30名規模の統計エキスパート人材を育成すること
 - i で育成された人材が所属する各機関等において更に人材を育成することにより、事業期間終了後3年度目を目途に年間約500名程度の統計エキスパート人材を輩出すること

③コンソーシアムの体制・運営・活動

- ・中核機関群がコンソーシアム全体の取組の進捗状況等を適切にマネジメントできる体制か。
- ・中核機関と協働機関、協力機関の役割分担が効果的かつ効率的なものになっているか。
- ・コンソーシアムの活動が、コミュニティの拡大等も含め、より多くの大学等への広がりを持つものとなっているか。
- ・国内外の動向を取り入れること可能な体制となっているか。

④人材育成プログラムの内容

- ・人材育成プログラムの内容は優れているか、また、実現可能性があるか
- ・共同研究を活用した人材育成について、若手研究者とシニア研究者等との共同研究を指導・助言等適切に実施できる体制となっているか（マッチング、テーマの設定、進捗管理、成果公表等）。

- ・統計学がデータサイエンス、AIの基盤であることを意識したプログラムとなっているか。

⑤事業終了後における継続性

- ・事業終了後の人材育成エコシステムを自律的に継続・発展する計画（協働機関、協力機関の体制強化も含む）として優れているか。また、実現可能性があるか。

⑥関連施策との連携

- ・現在実施されている他の関連施策（具体的には「数理・データサイエンス・AI認定制度」等との連携）が効果的なものとなっているか、また、AI for Science 関連の施策も含め、AI等関連の人材育成施策など新たな施策にも、積極的な連携を図るなど、柔軟に取り組める体制となっているか。

（４）委員の遵守事項

①利害関係者の排除

申請者との利害関係のある委員は、文部科学省における本事業の事務担当者にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の選定の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・申請者の申請書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・審査委員自身が、過去5年以内に申請者から寄附を受けている場合
- ・審査委員自身が、過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ・審査委員自身と申請者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ申請者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ・審査委員自身が、申請者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ・その他、申請者（申請者が法人の場合はその役員、その他申請書の中の提案代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該申請者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

②秘密保持

委員は、審査の過程で知り得た内容について他に漏らしてはなりません。

（５）その他

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・審査の途中経過についての問合せには、応じられません。

- ・選定事業については、決定後、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表いたします。
- ・委員については、審査の公平性等の観点から事業選定までは非公表とし、適切な時期に公表します。

4. 取組の実施

(1) 計画書等の提出

選定された事業の中核機関は、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。

(2) 補助金の交付

補助金の交付等については、別に定める交付要綱等に基づき行います。

(3) 進捗状況の報告

本事業の進捗管理については、文部科学省及び委員会において行います。中核機関は、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する成果報告書を作成し、文部科学省に提出していただきます。本報告書は原則として、公表することを前提とします。中核機関に対しては、アンケート調査等を実施する場合がありますので、その際は、とりまとめ等含め、ご協力願います。

また、進捗状況を把握するために、文部科学省及び委員が現地調査等を行う場合があります。

さらに、事業最終年度以降も本事業に係る取組・成果等のデータを提出して頂く場合があります。本事業に関わった研究者等についても、事業最終年度以降も含め、報告を求める場合があります。

(4) 中間評価の実施

事業開始後3年度目に取組の進捗状況について中間評価を実施します。中間評価に当たっては、書面評価及びヒアリング、必要に応じて委員による現地調査を行うこととします。中間評価結果によっては、計画の見直し（早期の自律化を含む）を求めることや、補助額の減額や補助金の交付を取り消すことがあります。

(5) 事後評価の実施

実績報告書等に基づき、委員会において、事業最終年度の翌年度に事業の事後評価を実施します。事後評価に当たっては、書面評価及びヒアリングを行うこととします。

(6) 成果等の管理

協力機関等と共同で研究・実証を行うにあたり、中核機関は、本事業の実施により発生する知的財産の管理や本事業の実施に係る品質の管理・保証について、責任ある対応を行う体制を構築してください。

(7) 成果等の発表

本事業により得られた成果は、知的財産の保護等にご留意いただいた上で、国内外の学協会（統計学関連分野以外の分野も想定）、マスコミ等に広く公表し、本事業で開発された試作品、製品等について説明・展示するスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、事業終了後、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。新聞、図書、雑誌又は論文等によって本事業で得られた成果を発表される場合は、文部科学省に事前にご連絡いただくとともに、本事業による成果であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募書類の作成・提出等について

(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

(2) e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は、中核機関が e-Rad を通じて行っていただきます。利用規約に同意の上、応募してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

①e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

(i) 研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイトから研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事

業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

(ii) 研究者情報等の登録

中核機関は研究開発課題責任者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

②e-Rad での応募申請

研究機関による e-Rad での応募に当たっては、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

(i) 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。(なお 30MB を超えるファイルは、アップロードできません。)

(ii) 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。

③その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読の上、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(3) e-Rad の操作方法等について

①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。

②府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問合せ先

事業そのものに関する問合せは、文部科学省研究振興局参事官(情報担当)付学術基盤整備室にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

事業に関する問合せ 及び応募書類の作 成・提出に関する手 続等に関する問合せ	文部科学省研究 振興局参事官 (情報担当) 付 学術基盤整備室	TEL: 03-6734-4080 jyogaku@mext. go. jp
e-Rad の操作方法に関 する問合せ	e-Rad ヘルプデ スク	0570-057-060 (ナビダイヤル) 9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝 日、年末年始を除く。

Oe-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

③e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(4) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

(5) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された事業に係る各年度の成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(6) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は、JST が運営する日本の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

6. 留意事項

(1) 関係法令等に違反した場合の措置

補助事業等を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の交付をしないことや補助金の交付を取り消すことがあります。

(2) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

このような観点から、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

(3) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されて

いる貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型※2に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本補助事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本補助事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>
- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

(4) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」(令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡)において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いいたします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(5) 間接経費について

間接経費の配分を受ける機関においては、間接経費の使用に当たり、機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して用途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた機関は、毎年度の間接経費の使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。

報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル

(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」

(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

(6) 繰越について

事業の進捗に伴い、計画に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、翌年度への繰越を認める場合があります。

(7) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を直接経費総額の50%以内としています。

(8) 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

(9) 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://warp.ndl.go.jp/web/20251016210323/https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(10) 研究設備・機器の共用促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や

「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」（2025 年（令和 7 年）11 月 18 日「科学の再興」に関する有識者会議）において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費使途の変革に向けて、2035 年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード（設備・機器等）からソフト（人材、仕組み、それらによる高付加価値のサービス等）へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」（令和 7 年 7 月 10 日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会）において、このような競争的研究費の使途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定（共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等）を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらの背景を踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が 1,000 万円以上で汎用性のあるものを購入する場合には、所属機関・組織における共用システムに従って、当該事業の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用すること等が可能かどうかなどの確認を行ってください。その結果、購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも事業期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該事業目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定 (R3. 3. 26)]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略2025」[閣議決定 (R7. 6. 6)]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(R4. 3 策定)
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNqo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>
- 「科学の再興に向けて 提言」[「科学の再興」に関する有識者会議 (R7. 11. 18)]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gi_jyutu/042/mext_00002.html
- 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」
[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会 (R7. 7. 10)]
https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf

(11) 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内

規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意事項)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
 - ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度※1の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- (※1) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
 - ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

(12) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされてい

ます。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、用途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

(13) 若手研究員の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費等の活用も検討してください。

(14) URA等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、URA等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」(令和7年6月科学技術・学術審議会人材委員会)において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な

研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、本事業により、URA等の研究開発マネジメント人材を雇用する場合には、優秀な研究開発マネジメント人材を確保する観点から、当該人材の安定的な雇用を確保すべく、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって、無期雇用ポストの創出など、機関の実情に応じた形で安定的な雇用を実現する方策を実行することに努めてください。

併せて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、必要な研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費等の活用も検討してください。

(15) 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。ついては、本事業に採択された中核機関は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で事業を遂行していただきます。なお、研究データの管理にあたっては、適切なメタデータ※3の付与やFAIR原則※1に基づく「研究データ基盤システム」※2の管理基盤（GakuNin RDM）の使用を、本事業の趣旨や、所属機関の規程等を踏まえ検討ください。また、本プランは、事業を遂行する過程で変更することも可能です。

(※1) FAIR原則・・・Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則。

(※2) 研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）・・・「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」にて「我が国における研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォーム」として位置づけられた

システム。研究データを管理するための管理基盤（GakuNin RDM）、研究データを公開するための公開基盤（JAIRO Cloud）、メタデータを検索するための検索基盤（CiNii Research）から構成される。

(※3)メタデータ・・・公開するデータ自体がどのようなデータであることを示す情報のこと。データの作成日時や作成者、データ形式、タイトルなど。データを一元的、かつ効率的に管理するためなどに用いられる。「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）により定められた共通的なメタデータ項目を参照。

(16) 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和7年4月時点で、18件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより御覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

(17) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、事業実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）※の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを御参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(18) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の応募に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、公募締切日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和8年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急にご手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブサイトを示された提出方法の詳細とあわせ、以下のウェブサイトをご覧ください。）

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

(19) 不正使用及び不正受給への対応

実施事業に関する研究費等の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

①研究費等の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1} 資格の制限等の措置

本事業の研究費等の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」という。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4})	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		① ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
 - ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合
- ※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費等の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（事業名、所属機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を御参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(20) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費等の不正使用等により制限が行われた研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和3年12月17日改正）] に準じて、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度等」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下の URL を御覧ください。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(21) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整

備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(22) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の応募に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、公募締切日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している場合は、上記にかかわらず応募は認められますが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご確認ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm

※なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad利用に係る手続の詳細については、下記ウェブサイトをご確認ください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(23) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取消し等の措置

本事業において、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※1)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
			2～3年	

	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの		2～3年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの		1～2年

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた事業名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下ウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(24) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した事業が採択された後、交付申請手続の中で、中核機関の長は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

平成〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長
(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

7. スケジュール (予定)

- ・ 公募開始： 令和8年4月13日 (月)
- ・ 公募締切り： 令和8年5月19日 (火) 17:00 (期限厳守)
- ・ 審査： 令和8年5月中旬～6月上旬
- ・ 選定結果の通知・公表： 令和8年6月上旬
- ・ 交付申請等： 令和8年6月
- ・ 交付決定： 令和8年7月

8. 問合せ先

本事業に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省の公募情報に関するウェブページも参照してください。なお、公募

開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ウェブページにて周知しますので、ご注意ください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省 研究振興局 参事官（情報担当）付学術基盤整備室

電話：03-6734-4080

E-mail：jyogaku@mext.go.jp

(別表)

項目	種別	備考		
直接経費	設備備品費	設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規定等によるものとします。		
	人件費	雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算出に当たっては、機関の給与規定等によるものとします。		
	事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規定等によるものとします。	
		諸謝金	外部協力者（実施機関に属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算出に当たっては、機関の謝金支給規定等によるものとします。	
		国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。	
		外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む。）に係る経費。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。	
		外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。	
雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発費等の役務の提供に係る経費。			

	事業実施費	会議開催費	<p>学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。</p> <p>※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規定等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支給できません。</p>
		通信運搬費	<p>物品の運搬、データ通信に係る経費。</p>
		印刷製本費	<p>資料等の印刷、製本に係る経費。</p>
		借損料	<p>会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。</p>
		研究開発委託費、調査等委託費	<p>業務の一部の委託に係る経費。</p>
		保険料	<p>本事業の実施に必要となる保険料。</p>